

看 護 課

1. 平成18年度看護職員確保対策予算（案）

医政局（補助金等）（平成17年度予算額） → （平成18年度予定額）
 ※国立高度専門医療センター関係 8,618百万円 → 8,451百万円（対前年度比 98.1%）

1. 資 質 の 向 上 574百万円

- (1) 看護職員資質向上推進事業 298百万円
 各々の段階に応じた研修を実施し、体系的な資質の向上を推進する。
- ① 新人看護職員研修の推進 37百万円
 研修教育責任者等を対象に、新人看護職員研修到達目標及び指導指針等の周知のための研修を行うとともに、臨床実務研修を実施することにより、資質の向上を図り、新人看護職員研修の体制の充実を推進する。
- ② 新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業 123百万円
 医療安全の確保に向け、十分な教育体制と研修プログラムに基づき新人助産師に対する研修をモデル的に実施するとともに、研修指導者に対する実務研修事業を実施することにより資質の向上を図る。
- ③ 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成 138百万円
 がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアを充実するため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。
- (2) 医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討 130百万円
 在宅療養者の多様なニーズに対応できる医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実強化のあり方（多機能サービス）について検討を行い、訪問看護の推進を図る。

2. 離職の防止・再就業の支援 343百万円

- ① (1) 助産師確保総合対策事業 100百万円
 産科診療所への就業のための啓発普及を行うとともに、潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行い、助産師の産科診療所での就業を促進する。
- ② (2) 看護職員確保モデル事業 101百万円
 （看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業）
 約55万人といわれる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を通じて再就業を促進し、看護職員の確保を図る。
- (3) 中央ナースセンター事業 133百万円
 求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等の推進を図る。
 （潜在看護職員の就業に関する意向調査経費の追加 13百万円）

3. 養 成 力 の 確 保 5,179百万円

- (1) 看護師等養成所運営費 5,122百万円
 民間立養成所の運営に対する補助。
- (2) 「看護師養成所2年課程（通信制）」導入促進 57百万円
 看護師養成所2年課程（通信制）の新たな設置に対する支援等。

4. 看護職員確保対策の総合的推進 31百万円

医療技術評価総合研究事業 30百万円
 （看護技術の開発、評価及び看護提供体制に関する研究）
 効果的な看護システムの開発等に関する総合的な研究を行う。

5. 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金） 12,958百万円の内数

- ・ 訪問看護推進事業 650百万円
 訪問看護の充実に向けたモデル事業の実施、在宅ホスピスケアの推進、相互交流研修などに対する支援を行い、訪問看護の推進を図る。
- ・ 看護職員資質向上推進事業 296百万円
 看護教員養成等講習会、実習指導者講習会等を行い教育指導者等の育成を図る事業の実施。
- ・ 看護職員確保対策特別事業 150百万円
 看護職員確保の総合的な促進や、看護職員の就労確保に向けた総合的支援等の特別事業の実施。
- ・ 病院内保育所運営事業 1,228百万円
 子供を持つ看護職員、女性医師等の医療従事者が安心して勤務を継続、あるいは再就業の環境整備のための、病院内保育施設（民間立）の運営に対する補助を実施。
- ・ 看護師等養成所初度設備費等（公的立及び民間立分） [メニュー予算]

6. 医療提供体制施設整備交付金（交付金） 11,178百万円の内数

- ・ 看護師等養成所施設整備費等（民間立分） [メニュー予算]

新人看護職員研修の推進について

平成17年度予算額 平成18年度予定額
 93百万円 → 160百万円

- ・ 新人看護師教育責任者等研修 15百万円 → 37百万円
- ア. 新人看護職員研修 15百万円 → 23百万円

<趣 旨>

研修教育責任者等を対象に、新人看護職員研修到達目標及び指導指針等の周知のための研修を行う。

<事業内容>

- ・ 実施場所：各地方厚生（支）局（8カ所）
- ・ 受講人数
 院内研修責任者講習
 50人×2クラス×年2回×8カ所=1,600人
 新人研修担当者講習
 50人×3クラス×年4回×8カ所=4,800人
- ・ 経費内容 本省経費

イ. 教育責任者及び教育担当者の実務研修 14百万円

<趣 旨>

研修教育責任者等を対象に、臨床実務研修を実施することにより、資質の向上を図る。

<事業内容>

- ・ 実施場所：16カ所
- ・ 受講人数：1カ所6人（3人×2コース）×16カ所=96人
- ・ 研修期間：20日間
- ・ 委託先：厚生労働大臣の定める者

・ 安心安全の助産ケアに係る推進事業 78百万円 → 123百万円

ア. 新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業
 78百万円 → 108百万円

<趣 旨>

医療安全の確保に向け、十分な教育体制と研修プログラムに基づき新人助産師に対する研修をモデル的に実施する。

<事業内容>

- ・ 実施場所：助産師20～30人以上の病院（25カ所）
- ・ 受講人数：1カ所10人×25カ所=250人
- ・ 研修期間：60日間
- ・ 委託先：厚生労働大臣の定める者

イ. 新人助産師研修指導者育成事業 15百万円

<趣 旨>

研修指導者に対する実務研修事業を実施することにより資質の向上を図る。

<事業内容>

- ・ 実施場所：助産師20～30人以上の病院（18カ所）
- ・ 受講人数：1カ所3人×18カ所=54人
- ・ 研修期間：20日間
- ・ 委託先：厚生労働大臣の定める者

助産師確保に係る総合対策事業（平成18年度予算）について

平成18年度予定額 106百万円

ア. 産科の診療所への就業に係る啓発普及事業 4百万円

<趣 旨>

産科診療所への就業のための啓発普及を行う。

<事業内容>

- ・経費内容 本省経費

イ. 産科診療所における助産師確保のためのモデル事業 96百万円

<趣 旨>

潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行い、助産師の産科診療所での就業を促進する。

<事業内容>

【モデル1】

- ・実施カ所数 : 12カ所
- ・対象人数 : 1カ所10人×12カ所=120人
- ・研修期間 : 60日間
- ・委託先 : 都道府県

【モデル2】

- ・実施カ所数 : 12カ所
- ・対象人数 : 1カ所10人×12カ所=120人
- ・研修期間 : 40日間
- ・委託先 : 都道府県

ウ. 助産師養成所運営費補助の充実 6百万円

<趣 旨>

助産師養成所の実習指導者の確保及び助産師養成の充実を図るため、部外講師謝金、実習施設謝金の増額を行う。

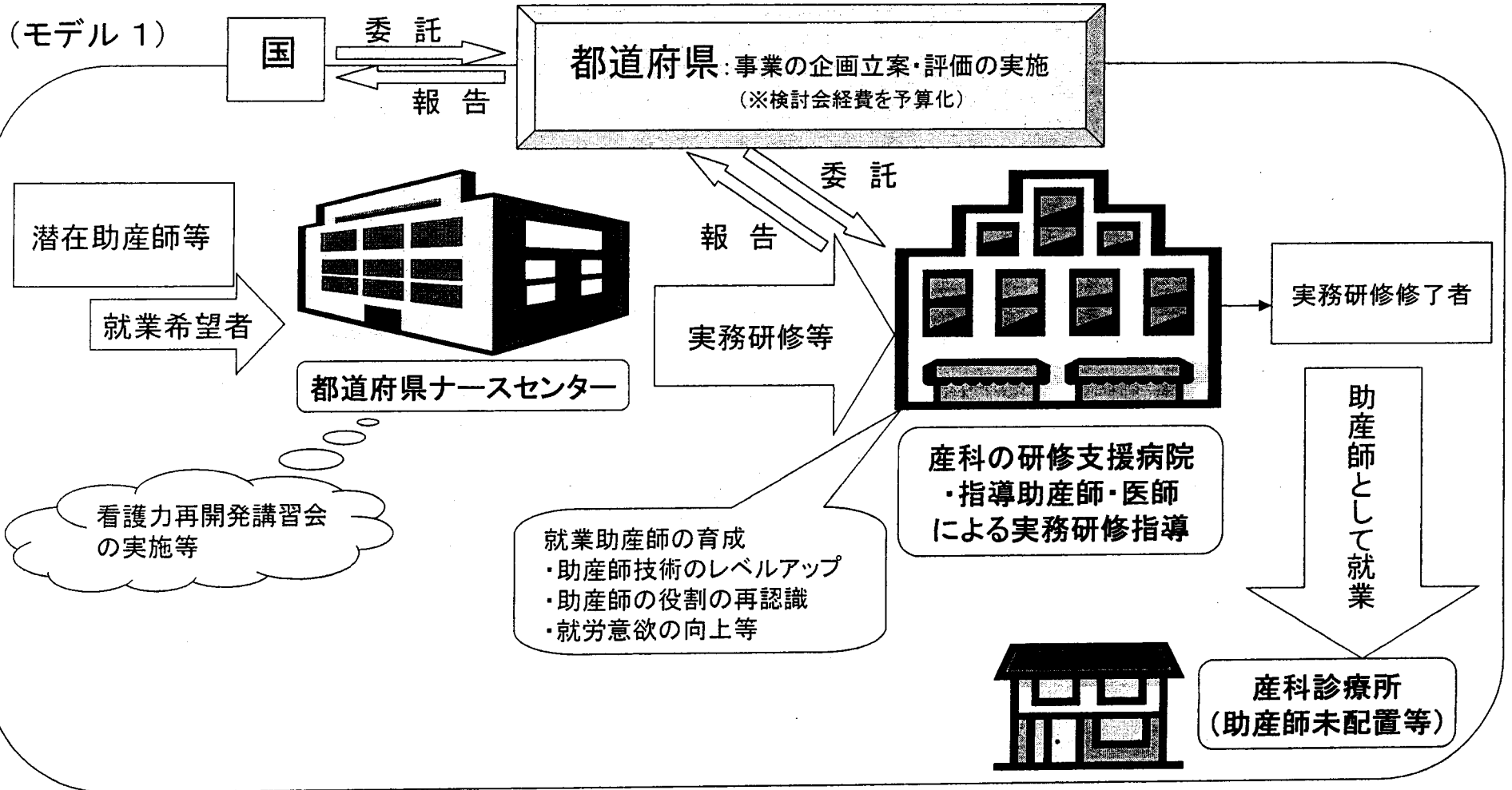
<事業内容>

- ・部外講師謝金 360時間 → 540時間
- ・実習施設謝金 実習指導者謝金の増額

産科診療所における助産師確保のためのモデル事業（案）

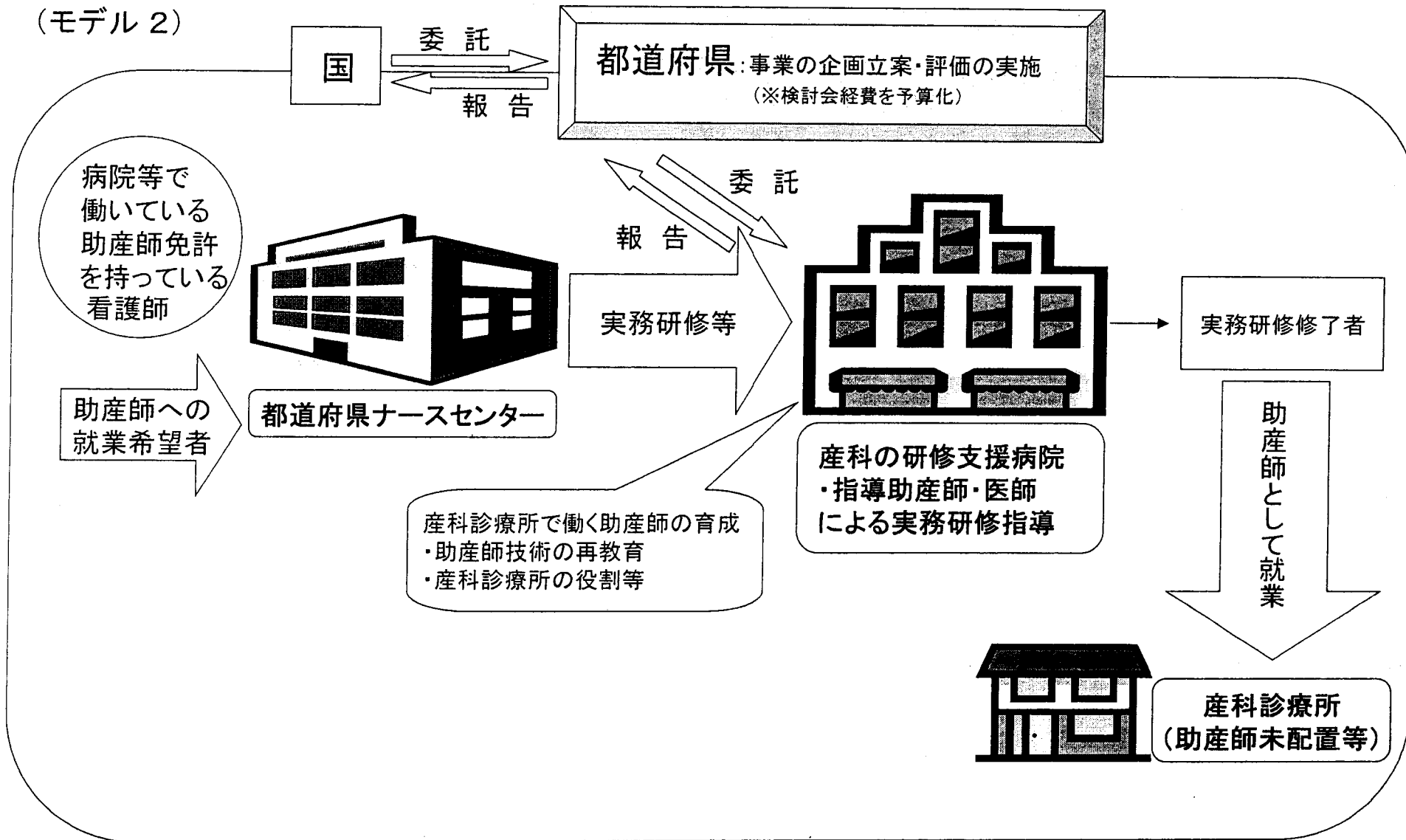
助産業務は、保健師助産師看護師法第30条において、医師又は助産師しか行うことのできない業務があるが、助産師のいない産科診療所においては、医師のみの対応だけでは困難な場合があることから、早急に助産師の確保に向けての体制整備が必要である。特に助産師は助産業務を通じて妊産婦及び新生児に直接ケアを提供することが多いことから、安心、安全な出産のために重要な役割にある。

このため、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術に係る臨床実務研修等を行い、臨床実践能力の高い助産師を育成し、産科診療所への助産師の就業を促進を図り、産科診療所における安心・安全な助産の充実を図るものである。



産科診療所における助産師確保のためのモデル事業（案）

(モデル 2)



専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成事業

平成18年度予定額 138百万円

<趣 旨>

がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアの充実のため、都道府県が企画立案・評価し、臨床実務研修を実施することにより、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。

<事業内容>

【が ん】

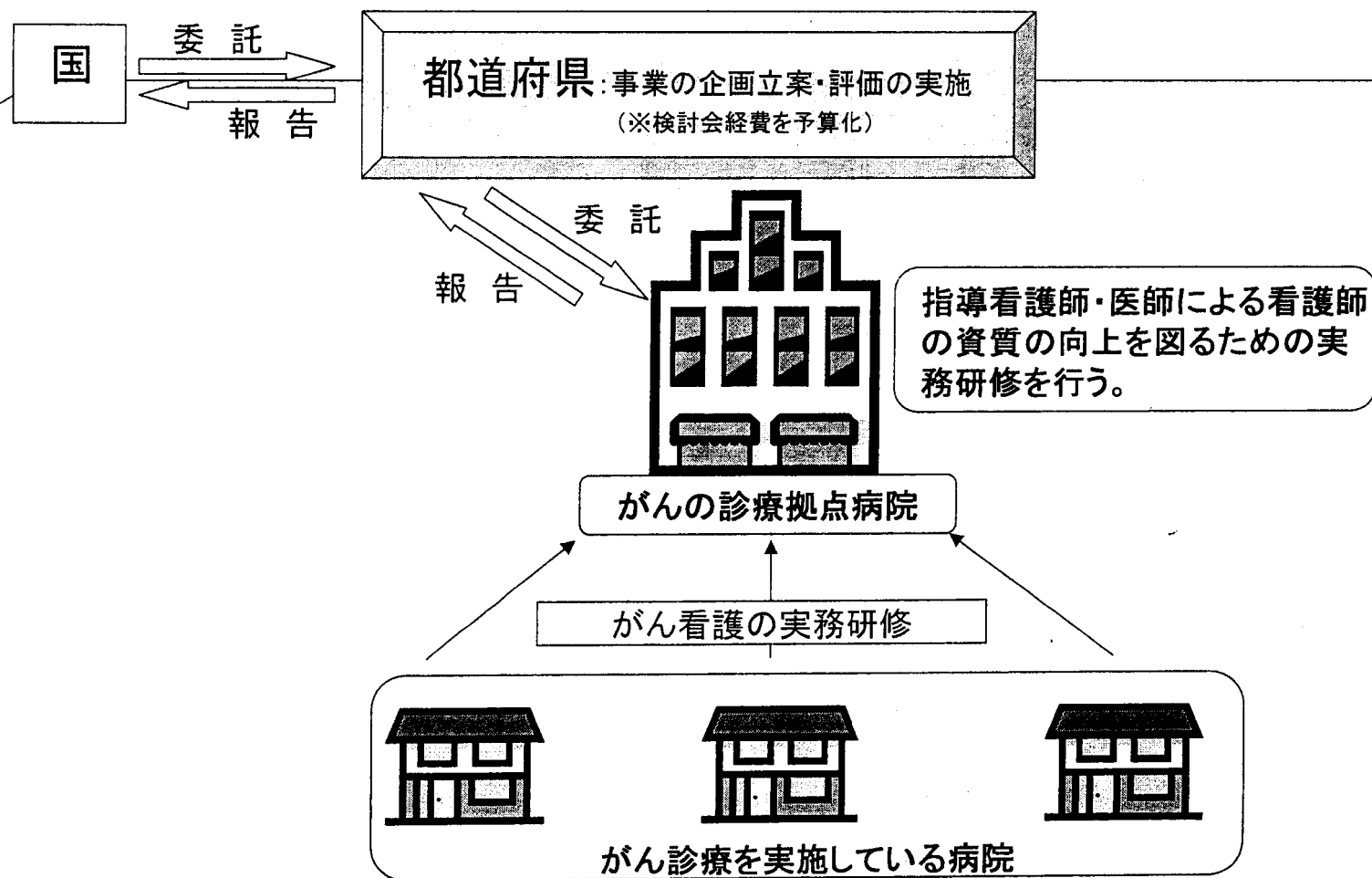
- ・実施カ所数：25カ所（がんの診療拠点病院）
- ・実施期間：40日間
- ・定 員：1カ所20人×25カ所＝500人
- ・委託先：都道府県

【糖尿病】

- ・実施カ所数：10カ所（糖尿病看護を実施している中核的医療機関）
- ・実施期間：40日間
- ・定 員：1カ所20人×10カ所＝200人
- ・委託先：都道府県

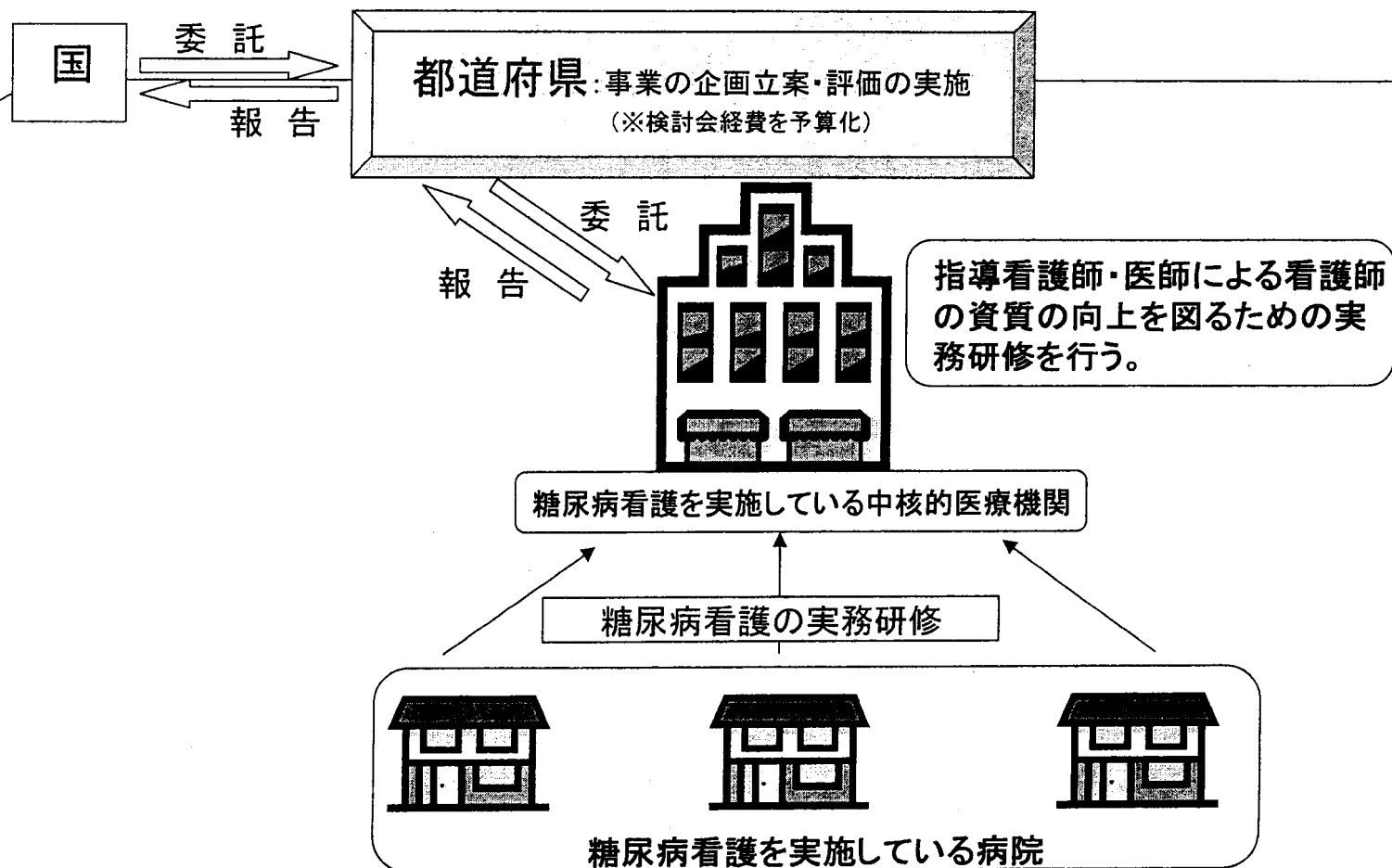
専門分野における臨床実践能力の高い看護師の育成強化推進事業 (がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策)

がん対策については、現在、第3次対がん10か年総合戦略が掲げられているところであるが、がんの医療水準の均てん化に向けて、がんの診療機能を有している医療機関に勤務する看護師を対象に、がん医療を中核的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行うことにより、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化を推進するものであり、これにより、がん診療機能を有する医療機関の診療レベルの向上・維持にも寄与するものである。



専門分野における臨床実践能力の高い看護師の育成強化推進事業 (生活習慣病対策の推進(糖尿病看護)に向けた看護職員資質向上対策)

「健康フロンティア戦略」として国民の健康寿命を延ばすことを基本目標に生活習慣病対策の推進が進められているところであるが、中でも生活習慣病の大きな要因である糖尿病患者への治療及びケアにおいて、看護職員は重要な役割を担っているところである。今後とも糖尿病に係る専門的な看護職員の育成を図ることが求められており、現状の喫緊の課題に対応すべく、糖尿病に係る医療を中核的に担っている医療機関において、臨床実務研修の行うことにより、広く糖尿病分野における臨床実践能力の高い看護職員の育成を進めるものである。これにより看護職員の資質の向上が更に進められるとともに看護職員に対する教育指導医療機関としての育成も進み、質の高い医療が提供され、生活習慣病対策の推進にも寄与する結果になるものと考えている。



看護師確保のためのモデル事業について

(看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業)

平成18年度予定額 101百万円

<趣 旨>

約55万人といわれる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を通じて再就業を促進し、看護職員の確保を図る。

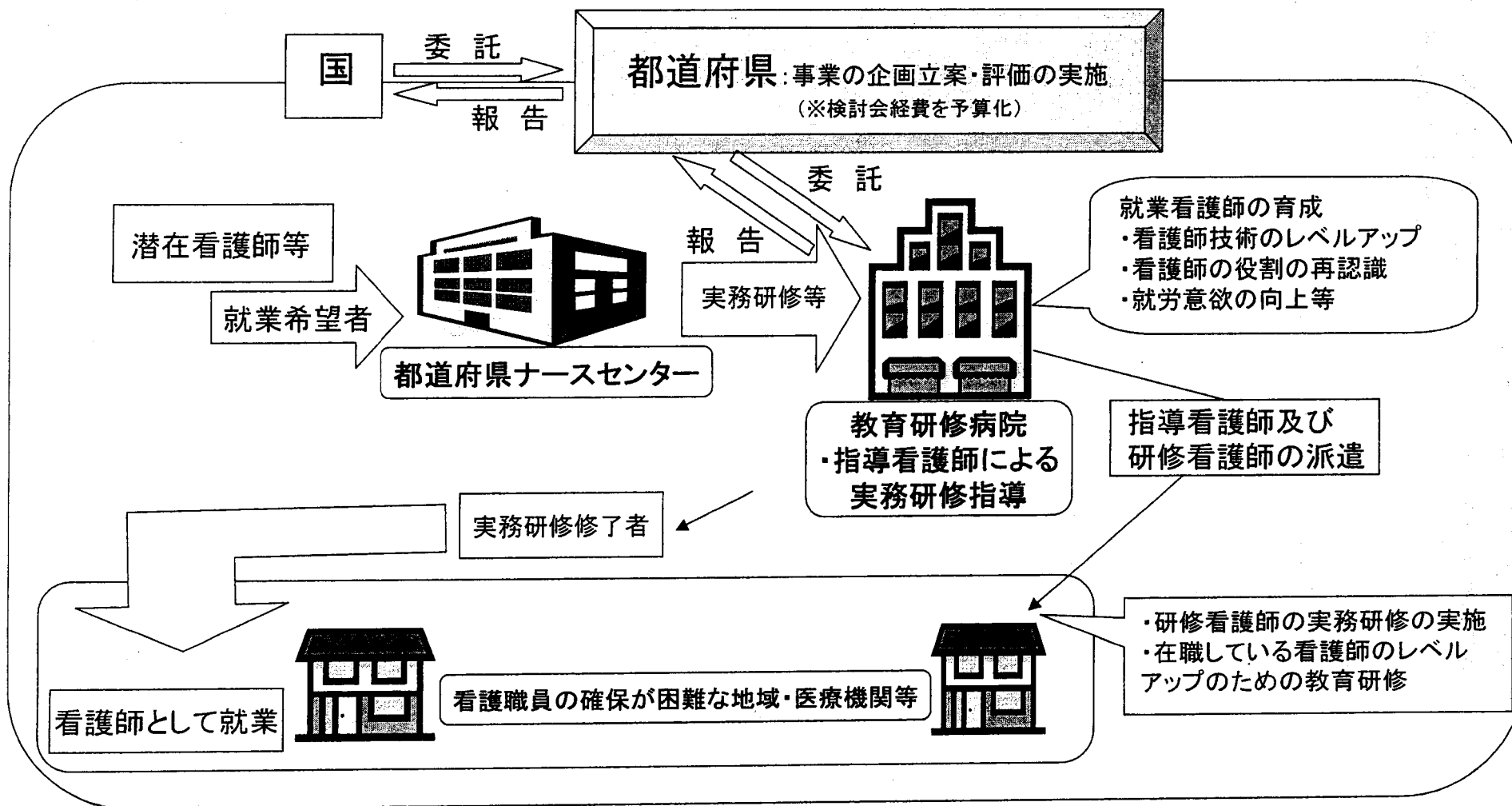
<事業内容>

- ・実施場所：20カ所
- ・受講人数：1カ所10人×20カ所＝200人
- ・研修期間：60日間
- ・委託先：都道府県

看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業（案）

- ・特定の地域及び中小病院等では、看護職員の確保が困難な医療機関が未だ沢山あり、早急に看護師の確保に向けた体制整備を行い、長期的な看護職員の確保及び質の向上を図る必要がある。
- ・実施事業としては、教育研修が充実している病院で潜在看護師等に対して研修を行うことや、病院から看護職員の確保が困難な医療機関に、指導看護師と研修看護師を派遣し、臨床実務研修を実施することにより就業の促進を進めるものである。

-176-



訪問看護の推進について

1. 医療型多機能化サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討

平成18年度予定額 130百万円

1) 趣 旨

在宅療養者の多様なニーズに対応できる医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実強化のあり方（多機能サービス）について検討を行い、訪問看護の推進を図る。

2) 事業内容

医療型多機能化サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討

130百万円

(実施か所数) 5カ所
(配置人数) 看護師2人
(委託先) 都道府県

2. 訪問看護推進事業（統合補助金）

平成18年度予定額 650百万円

1) 趣 旨

医療提供体制の改革において、入院医療の適正化と在宅医療の推進が重要課題となっており、在宅医療を進める上で不可欠となるのが訪問看護の充実である。

この訪問看護の充実については、平成15年8月の「医療提供体制の改革のビジョン」にも取りまとめられているところであり、平成15年3月の「新たな看護のあり方に関する検討会報告書」及び6月の「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会報告書」においても、訪問看護推進の必要性が指摘されている。

これらを踏まえ、訪問看護を推進するため各都道府県において訪問看護推進協議会の設置、ALS患者等人工呼吸器を装着しながら在宅で療養している患者等への訪問看護を充実するための体制整備に向けたモデル事業の実施、がん末期患者等の在宅ホスピスケアの推進、訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互交流による研修等を行い、訪問看護の推進を図る。

2) 事業内容

ア. 訪問看護推進協議会

都道府県単位で設置し、

- ・ 訪問看護に関する実態調査及び対策の検討（ALS関係調査、在宅療養者とケアの充足度等調査、モデル事業の報告書作成等）
- ・ 各年度における事業の選定及び各事業の計画、実施
- ・ 訪問看護ステーション等に関する総合的問い合わせ窓口及び訪問看護ステーションと医療機関等の連携を図らせるための調整等を行う。

(ア) 訪問看護推進協議会経費 **37百万円**
(実施か所数) 47カ所
(開催回数) 6回
(委員数) 12人
(補助単価) 797千円

(イ) 訪問看護推進室 **121百万円**
(実施か所数) 47カ所
(対象経費) 連絡調整員(1人)、連絡調整旅費、事務経費
(補助単価) 2,573千円

(ウ) 実態調査費 **84百万円**
(実施か所数) 47カ所
(対象経費) 印刷製本費、通信運搬費、アルバイト賃金経費等
(補助単価) 1,780千円

イ. 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修

(ア) 訪問看護ステーションの看護師の研修 **47百万円**
医療機関において、ALS等の人工呼吸器を装着した患者や様々な医療処置が必要な患者への専門的ケアの研修等(人工呼吸器装着者への呼吸管理研修を含む)を行うとともに、医療機関に勤務する看護師との連携研修を行う。

(実施か所数) 30カ所
(実施期間) 10日間
(実施回数) 年5回
(定員) 1カ所 10人
(補助単価) 1,571千円

(イ) 医療機関の看護師の研修 **33百万円**
訪問看護ステーションの看護師とともに在宅療養者への訪問を行うなど、訪問看護の現状や療養環境を把握し、療養計画立案や退院指導を効果的に行うため訪問看護ステーションに勤務する看護師との連携研修を行う。

(実施か所数) 30カ所
(実施期間) 5日間
(実施回数) 年10回
(定員) 1カ所 5人
(補助単価) 1,119千円

ウ. 在宅ホスピスケア研修 **7百万円**

在宅ホスピスケアの専門的な技術を有する専門看護師・認定看護師等により、訪問看護ステーション看護師に対して在宅ホスピスケアについての研修を行う。

(実施か所数) 30カ所
(実施期間) 5日間
(実施回数) 年1回
(定員) 1カ所 40人
(補助単価) 245千円

エ. 在宅ホスピスケアアドバイザー派遣 38百万円

在宅ホスピスケアの専門的な技術を有する看護師が現場において、現状に合った在宅ホスピスケアについてのアドバイスを行う。

(実施か所数) 30カ所
(派遣期間) 1日
(派遣か所数) 8カ所
(実施回数) 年64回(1カ所に年8回)
(補助単価) 1,254千円

オ. 訪問看護推進支援モデル事業 138百万円

訪問看護ステーションに看護師を配置し、ALS患者等人工呼吸器を装着している訪問看護ステーション利用者への24時間のフォローを実施することにより、家族の介護のみに依存することなく、施設内の医療と同等に患者個別のニーズにあった訪問看護のサービスが提供できるような体制整備をモデル的に実施する。

(実施か所数) 5カ所
(配置人数) 16人(看護師:準夜帯8人、深夜帯8人)
(配置か所数) 5カ所
(補助単価) 27,594千円

カ. 在宅ホスピスケア普及事業

在宅ホスピスケアを地域に浸透させるため、ケアの利用者と提供者が共同して、フォーラム・講演会等を開催したり、パンフレットを作成するなどし、普及啓発を図る。

(ア) フォーラム等開催経費 44百万円

(実施か所数) 30カ所
(開催期間) 2日間
(開催内容) 講演会、公開討論会、パネル展示等
(補助単価) 1,439千円

(イ) 普及啓発パンフレット作成等経費 50百万円

(実施か所数) 15カ所
(発行回数) 4回
(補助単価) 3,317千円

キ. 在宅ホスピスケア地域連携会議 51百万円

地域における医師と看護師等との連携強化を図るため、専門的な知識を有する医師、看護師等の指導の下に会議を開催し、疼痛管理プロトコールに基づき、当該患者に見合った個別具体的なプロトコールの作成等を行う。

(実施か所数) 30カ所
(実施地域) 8地域
(実施回数) 年32回(1地域年4回)
(補助単価) 1,710千円